

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則

昭和57年2月15日
規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり協議会の認定申請)

第2条 条例第5条の規定による申請は、次の各号に掲げる図書を添付した様式第1号によるまちづくり協議会認定申請書を提出して行わなければならない。

- (1) 協議会の規約
- (2) 協議会の構成員の範囲を示す書面
- (3) 協議会の役員等の名簿
- (4) 協議会の活動地区を示す図面
- (5) 協議会の活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていることを証する書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(まちづくり協議会の認定)

第3条 市長は、前条の規定によりまちづくり協議会の認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第4条の規定によりまちづくり協議会の認定をしたときは、様式第2号によるまちづくり協議会認定通知書により、まちづくり協議会の認定をしなかったときは、文書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(まちづくり協議会に係る変更の届出)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第5条 市長は、まちづくり協議会が様式第4号によるまちづくり協議会認定取消申出書により、まちづくり協議会の認定の取消しを申し出たときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、条例第6条又は前項の規定によりまちづくり協議会の認定を取り消したときは、速やかに様式第4号の2によるまちづくり協議会認定取消通知書によりその旨を当該協議会に通知するものとする。

(まちづくりの構想に係る提案)

第5条の2 まちづくり協議会は、条例第7条に規定するまちづくり提案を策定し、市長に提出するときは、様式第4号の3によるまちづくり構想に係る提案書により行わなければならない。

(行為の届出等)

第6条 条例第11条の規定による要請に基づく届出(以下「行為の届出」という。)は、当該届出に係る行為の着手の日前30日までに、様式第5号によるまちづくり協定に係る地区内における行為の届出書を提出して行わなければならない。届け出た行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出書には、当該まちづくり協定の内容に対し行つた配慮を証する図書を添付した様

式第5号の2によるまちづくり協定に係る地区内における行為の概要書その他市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、行為の届出に係る行為を行おうとする者に対し、まちづくり協議会の意見を踏まえて、当該まちづくり協議会の代表者及び役員等への事前の説明を要請することができる。

4 市長は、まちづくり協議会の意見を参酌して、行為の届出に係る行為が、当該まちづくり協定の内容に適合しているか否かの通知を行うものとする。

(行為の完了等の届出)

第7条 行為の届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、中止し、又は廃止したときは、速やかに様式第6号によるまちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(条例第11条第3号に規定する規則で定める行為)

第8条 条例第11条第3号に規定する住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるものは、市長が良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採とする。

(施行期日)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年10月15日規則第50号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日規則第8号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

まちづくり協議会認定申請書

平成 年 月 日

神戸市長 宛

協議会

名称

所在地

代表者

住所

氏名

㊟

電話

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条の規定により次の協議会をまちづくり協議会として認定していただきたいので、同条例第5条及び神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第2条の規定により関係図書を添えて申請します。

協議会の名称	
協議会の所在地	
協議会の設置目的	
協議会の活動地区	

注意

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) 協議会の規約
 - (2) 協議会の構成員の範囲を示す書面
 - (3) 協議会の役員等の名簿
 - (4) 協議会の活動地区を示す図面
 - (5) 協議会の活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていることを証する書面
 - (6) その他市長が必要があると認める図書

まちづくり協議会認定通知書

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

平成 年 月 日に申請のありましたまちづくり協議会の認定について、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条の規定によりまちづくり協議会の認定をしましたので、通知します。

1 認定したまちづくり協議会の名称及び所在地

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 平成 年 月 日

まちづくり協議会変更届出書

平成 年 月 日

神戸市長宛

協議会

名称

所在地

代表者

住所

氏名

印

電話

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第2条の規定により提出した申請書等の記載事項について変更があつたので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

変更の内容

まちづくり協議会認定取消申出書

平成 年 月 日

神戸市長宛

協議会

名称

所在地

代表者

住所

氏名

㊟

電話

平成 年 月 日第 号で認定を受けました、協議会は、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第4条に基づく活動を終えましたので、まちづくり協議会の認定の取消しを神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により申し出ます。

まちづくり協議会認定取消通知書

平成 年 月 日

様

神戸市長 印

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第6条の規定によりまちづくり協議会の認定を取消しましたので、通知します。

1 取消したまちづくり協議会の名称及び所在地

2 取消年月日 平成 年 月 日

3 取消しの理由

まちづくりの構想に係る提案書

平成 年 月 日

神戸市長宛

協議会

名称

所在地

認定番号 第 号

代表者

住所

氏名

㊟

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第7条の規定により、地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定しましたので、関係書類を添えて提案します。

まちづくり提案の名称	
まちづくり提案の区域	
まちづくりの目標	
まちづくりの方針	

添付書類

- 1 住民等の総意を反映していることを証する書面
- 2 その他市長が必要があると認める図書

様式第5号(第6条関係)

まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書

平成 年 月 日

神戸市長宛

届出者

氏名 ㊟

住所

電話

下記のとおり行為をしたいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第11条及び神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第6条の規定により関係図書を添えて届け出ます。

まちづくり協定の名称	まちづくり協定
行為の場所	区
行為の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
行為の種類	<input type="checkbox"/> (建築物・工作物)の(新築・増築・改築・用途の変更) <input type="checkbox"/> 土地の区画形質又は用途の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採
まちづくり協定の内容に対し 行つた配慮	

代理人	電話
設計者	電話
施工者	電話

※決裁欄											
※受付欄		※処理欄									

裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

※の欄は記入しないでください。

裏面

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 行為の種類については、建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更、土地の区画形質又は用途の変更、木竹の伐採のいずれに該当するかを記載し、次に掲げる図面を添付してください。

行為の種類	添付する図面等	
	種類	備考
建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更	現況写真	行為の場所の範囲を表示したもの
	位置図	
	配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示したもの
	平面図	
	立面図	2面以上
	外構図	配置図と兼用でも可
土地の区画形質又は用途の変更	現況写真	行為の場所の範囲を表示したもの
	位置図	
	区域図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの
	設計図	
木竹の伐採	現況写真	行為の場所の範囲を表示したもの
	位置図	
	配置図	
	計画図	

- 4 図面には、まちづくり協定の内容に対し行つた配慮を記載してください。
- 5 図面の縮尺は、審査に支障のない程度のものにしてください。
- 6 届け出た行為の内容を変更しようとするときは、変更後の内容を記入し、その上段に変更前の内容を()書で記載してください。
- 7 各まちづくり協定で定める基準の例外規定の適用を受けようとする場合には、その内容を証する書面を添付してください。

様式第5号の2(第6条関係)

まちづくり協定に係る地区内における行為の概要書

届出者	氏名	
	住所	電話
代理人		電話
設計者		電話
施工者		電話

行為の種類	<input type="checkbox"/> (建築物・工作物)の(新築・増築・改築・用途の変更) <input type="checkbox"/> 土地の区画形質又は用途の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採			
行為の場所	区			
街区区分				
行為の概要	用途・業種			
	高さ			
	階数		構造	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積			
	建築面積			
	延べ面積			
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (予定)			
配置図	※ ↓行為の場所を明示してください。			

受付番号及び年月日	第 号	平成 年 月 日
-----------	-----	----------

(裏面につづく)

裏面

付近見取図

配置図等

※注意事項

- 1 付近見取図に明示する事項
方位、道路及び目標となる地形地物
 - 2 配置図等に明示する事項
 - ① 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物等の位置
届出に係る建築物等と他の建築物等との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
 - ② 壁面等の位置の制限に係る場合は、①に加えて制限線及び関係断面図
- ※ 個人情報保護のため、部屋割り等建築物内部の状況は記載する必要がありません。

様式第6号(第7条関係)

まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書

平成 年 月 日

神戸市長 宛

届出者

氏名

㊟

住所

電話

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例第11条の規定により届け出た行為を完了・中止・廃止したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第7条の規定により次のとおり届け出ます。

まちづくり協定の名称	まちづくり協定
行為の場所	区
行為の届出年月日	平成 年 月 日
受付番号	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
行為の完了・中止・廃止年月日	平成 年 月 日
行為を中止し、又は廃止したときはその理由	

注意

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
- 3 この届出書中の完了・中止・廃止のうち不要なものを線で抹消してください。
- 4 完了の届出書には完成写真を添付してください。